

# 令和 7 年度

## 償却資産（固定資産税）申告の手引き

今帰仁村

村税の申告につきましては、平素より多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の所有状況を資産の所在する市町村に1月31日までに申告していただくことになっています（地方税法第383条）。

申告の際にはこの手引きをご一読いただき、期限までに必ず申告書をご提出くださいますようお願いいたします。

### 申告期限 令和7年1月31日（金）まで

#### 《 提出書類 》

●：提出が必要な書類

| 申告者区分                 |                    | 提出書類 | 償却資産申告書<br>(償却資産課税台帳) | 種類別明細書<br>(増加資産・全資産<br>用) | 種類別明細書<br>(減少資産) |
|-----------------------|--------------------|------|-----------------------|---------------------------|------------------|
| 初めて申告するかた             |                    |      | ●                     | ●                         | —                |
| 前年度申告を<br>されているか<br>た | 全資産を申告する場合         |      | ●                     | ●                         |                  |
|                       | 増加資産と減少資産がある場合     |      | ●                     | ●                         | ●                |
|                       | 増加資産があり、減少資産がない場合  |      | ●                     | ●                         |                  |
|                       | 増加資産がなく、減少資産がある場合  |      | ●                     |                           | ●                |
|                       | 取得価額や耐用年数等に訂正がある場合 |      | ●                     |                           | ●                |
| 申告する資産がないかた           |                    |      | ●                     |                           | —                |

#### ※ 第26号様式記載要領（償却資産申告書）

「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号（マイナンバー）または法人番号を記載してください。

「個人番号又は法人番号」欄に個人番号（マイナンバー）を記載する場合に左側を1文字空けて記載してください。

※ 該当資産の無い場合、前年度申告と変更がない場合でも、申告書は**必ず提出**してください。

※ 郵送により申告書を提出する方で、控用の返送を希望される場合は、**必ず切手を貼った宛名明記の封筒を同封**してください。なお、個人番号（マイナンバー）の記載された申告書（控用）の返送を希望される場合は、個人情報が含まれるため簡易書留での返送となりますので、切手料金にご注意いただき、**表面に簡易書留と記載した封筒を同封**してください。封筒、切手が入っていない場合は返送できません。

#### ご提出・お問い合わせ先

〒905-0492

沖縄県今帰仁村字仲宗根 219 番地

今帰仁村役場 住民課固定資産税係

電話 0980-56-2102

# 《 償 却 資 産 の あ ら ま し 》

## 1. 申告していただく資産

令和7年1月1日現在で今帰仁村内に所有する資産のうち、土地・家屋以外で事業の用に供することができる資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるものです。

- ① 一時的に活動を停止し遊休・未稼働であっても、1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産。
- ② 建設仮勘定において経理されている資産であっても、その全部又はその一部が賦課期日（令和7年1月1日）までに完成し、事業の用に供することができる場合も申告の対象になります。
- ③ 企業会計上簿外資産として取扱いされている資産であっても、事業用に供しているもの。
- ④ 償却済資産（耐用年数を経過した資産）
- ⑤ 減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却を行うことができる資産。
- ⑥ 償却資産の修理・改良費等費用は、新たな取得資産として本体部分と分けて申告してください。
- ⑦ 耐用年数1年以上で取得価格が10万円以上の資産。ただし、10万円未満であっても税務会計上固定資産として計上しているものは対象となります。

## 償却資産の種類

固定資産税の課税対象となる償却資産は、以下の6種類に分類されています。（抜粋）

| 資産種類 |                | 主な償却資産                                                                                                                                         |
|------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 構築物（建物附属設備含む。） | 屋上看板などの広告設備、煙突、門、塀、駐車場舗装（アスファルト、コンクリート舗装路面）、緑化設備、受変電設備・自家発電設備、庭園 など                                                                            |
| 2    | 機械及び装置         | 金属・印刷・食品等の製造加工機械、ブルドーザー、パワーシャベルなどの土木建設機械（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09 及び 000～099」）ベルトコンベアー、ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車機、旋盤、フライス盤、ボール盤、 <u>太陽光発電設備</u> など |
| 3    | 船舶             | 漁船、モーターボート、客船 など                                                                                                                               |
| 4    | 航空機            | 飛行機、ヘリコプター、グライダー など                                                                                                                            |
| 5    | 車両及び運搬具        | 大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」、「90～99 及び 900～999」、貨車、客車 など                                                                                          |
| 6    | 工具、器具及び備品      | 複写機、レジ、机、医療器具、理・美容機器、パチンコ・パチスロ台、自動販売機、両替機、カラオケ機器、応接セット、冷蔵庫、冷凍機、電話設備、エアコン、パソコン など                                                               |

## 業種別の償却資産の具体例

| 業 種      | 主 な も の                                                                                                        |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共 通      | 駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外灯、看板、広告設備、簡易間仕切り、応接セット、ロッカー、キャビネット、パソコン、コピー機、レジスター、エアコン、フェンス、屋外ガス設備、屋外給排水設備、福利厚生設備 など |
|          | 〈テナントの方の場合に該当するもの〉<br>内・外装、造作、建具、電気・衛生設備、屋内ガス・給排水設備、冷暖房設備 など                                                   |
| 飲食店      | 接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケ機器、冷蔵庫、冷凍庫 など                                                                          |
| 小売店      | 陳列棚、陳列台、商品陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫 など                                                                               |
| 理容・美容業   | 理容・美容いす、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、パーマ器、サインポール など                                                                        |
| 医院・歯科医院  | 各種医療機器（ベッド、X線装置、電気血圧計、歯科診療用ユニット）、待合室いす など                                                                      |
| 駐車場事業    | 柵、屋外照明設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金清算機 など                                                                        |
| 不動産貸付業   | 屋外電気設備、自転車置場、ゴミ置場 など                                                                                           |
| 工場       | 受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、構内舗装、溶接機、貯水設備 など                                                                         |
| バー・喫茶    | ステレオ、ガスレンジ、自動食器洗浄器、製氷機、楽器、ミラーボール、放送設備 など                                                                       |
| 印刷業      | 各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機 など                                                                                            |
| 建設業      | ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、コンクリートカッター など                                                         |
| 自動車修理業   | 旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、ホーニングコンデンサー など                                                             |
| ガソリンスタンド | オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、独立キャノピー、消化設備 など                                  |
| 金属加工業    | 旋盤、ボール盤、プレス機、溶接機、フライス盤、研削盤、鋸盤、グラインダー、せん断機、取付工具、切削工具 など                                                         |
| 農業       | ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、農業用機械設備、農業用器具 など                                                                     |

## 2. 申告する必要がない資産

- ① 商品、貯蔵品等の棚卸資産
- ② 建築設備のうち家屋で評価するもの（次頁を参照）
- ③ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ④ 絵画・骨董品等の「美術品・芸術品」で減価しないもの
- ⑤ 無形固定資産（鉱業権・営業権・特許権・ソフトウェア等）
- ⑥ 耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の資産で、一時に損金に算入されたもの若しくは取得価格20万円未満の資産を3年間で一括償却の対象とされたもの

## 3. 償却資産と家屋の区分表

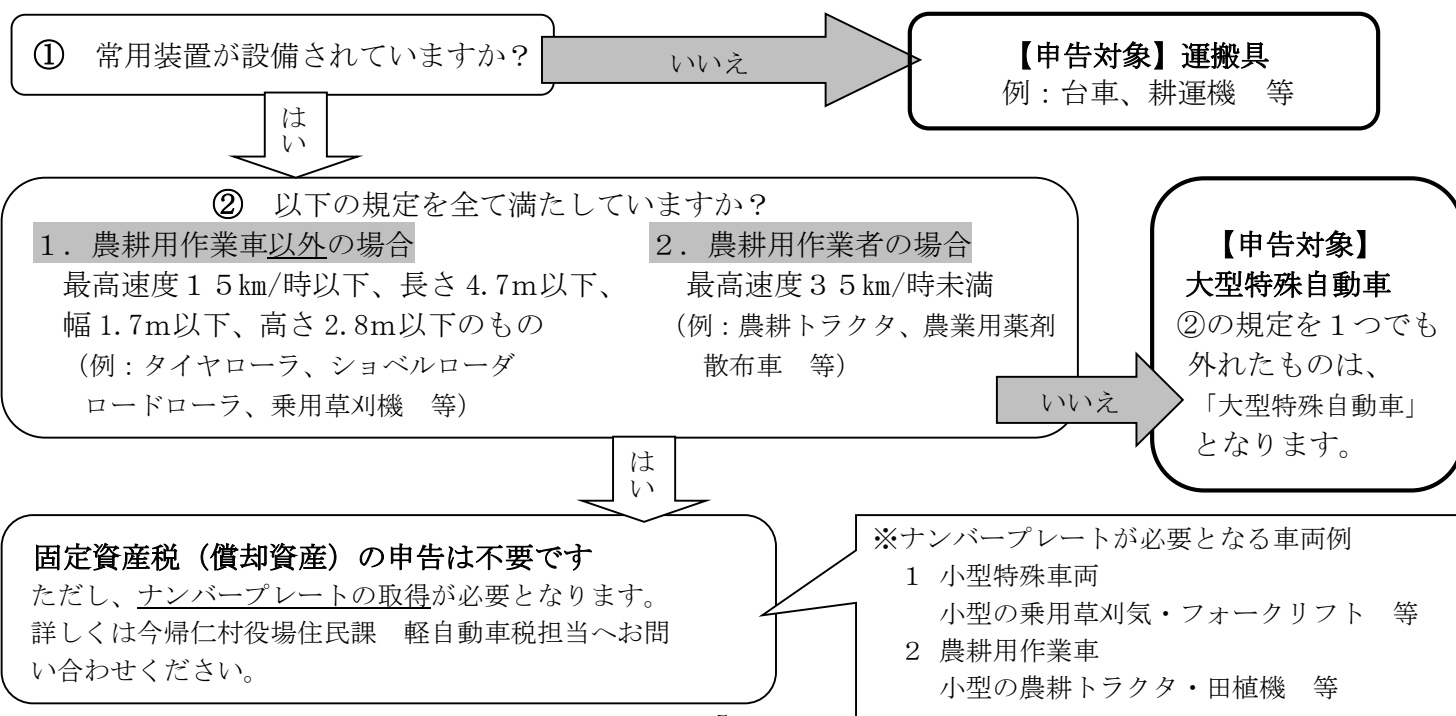
| 設備等の種類  | 設備等の分類                   | 設備等の内容                 | 家屋と設備等の所有関係 |      |       |      |
|---------|--------------------------|------------------------|-------------|------|-------|------|
|         |                          |                        | 同じ場合        |      | 異なる場合 |      |
|         |                          |                        | 家屋          | 償却資産 | 家屋    | 償却資産 |
| 建築工事    | 内装・造作等                   | 床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式     | ○           |      |       | ◎    |
| 電気設備    | 受変電設備                    | 設備一式                   |             | ◎    |       | ◎    |
|         | 予備電源設備                   | 発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等   |             | ◎    |       | ◎    |
|         | 中央監視設備                   | 設備一式                   |             | ◎    |       | ◎    |
|         | 電灯コンセント<br>設備、照明器具<br>設備 | 屋外設備一式、非常用照明器具         |             | ◎    |       | ◎    |
|         |                          | 屋内設備一式                 | ○           |      |       | ◎    |
|         | 電力引込設備                   | 引込工事                   |             | ◎    |       | ◎    |
|         | 動力配線設備                   | 特定の生産又は業務用設備           |             | ◎    |       | ◎    |
|         |                          | 上記以外の設備                | ○           |      |       | ◎    |
|         | 電話設備                     | 電話機、交換機等の機器            |             | ◎    |       | ◎    |
|         |                          | 配管・配線、端子盤等             | ○           |      |       | ◎    |
|         | LAN設備                    | 設備一式                   |             | ◎    |       | ◎    |
|         | 放送・拡声設備                  | マイク、スピーカー、アンプ等の機器      |             | ◎    |       | ◎    |
|         |                          | 配管・配線等                 | ○           |      |       | ◎    |
|         | インターホン設備                 | 集合玄関機、親機・子機等           | ○           |      |       | ◎    |
|         | 監視カメラ<br>(ITV)設備         | 受像機(テレビ)、カメラ           |             | ◎    |       | ◎    |
|         |                          | 配管・配線等                 | ○           |      |       | ◎    |
|         | 避雷設備                     | 設備一式                   | ○           |      |       | ◎    |
|         | 火災報知設備                   | 設備一式                   | ○           |      |       | ◎    |
|         | 避難非常通報装置                 | 設備一式                   | ○           |      |       | ◎    |
| 給排水衛生設備 | 給排水設備                    | 屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 |             | ◎    |       | ◎    |
|         |                          | 配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等       | ○           |      |       | ◎    |
|         | 給湯設備                     | 局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)    |             | ◎    |       | ◎    |

|         |         |                                                                                                  |   |   |  |   |
|---------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|--|---|
|         |         | 局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）中央式給湯設備                                                                    | ○ |   |  | ◎ |
|         | ガス設備    | 屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備                                                                           |   | ◎ |  | ◎ |
|         |         | 屋内の配管等                                                                                           | ○ |   |  | ◎ |
|         | 衛生設備    | 設備一式（洗面器、大小便器等）                                                                                  | ○ |   |  | ◎ |
|         | 消化設備    | 消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等                                                                         |   | ◎ |  | ◎ |
|         |         | 消火栓設備、スプリンクラー設備等                                                                                 | ○ |   |  | ◎ |
| 空調設備    | 空調設備    | ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備                                                                        |   | ◎ |  | ◎ |
|         |         | 上記以外の設備                                                                                          | ○ |   |  | ◎ |
|         | 換気設備    | 特定の生産又は業務用設備                                                                                     |   | ◎ |  | ◎ |
|         |         | 上記以外の設備                                                                                          | ○ |   |  | ◎ |
| その他の設備等 | 自動車管制装置 | 設備一式                                                                                             | ○ |   |  | ◎ |
|         | 駐車場設備   | 機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等                                                 |   | ◎ |  | ◎ |
|         |         | 工場用ベルトコンベア                                                                                       |   | ◎ |  | ◎ |
|         | 運搬設備    | エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等                                                                         | ○ |   |  | ◎ |
|         |         | 顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備                                                     |   | ◎ |  | ◎ |
|         | 厨房設備    | 上記以外の設備                                                                                          | ○ |   |  | ◎ |
|         |         | 洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切り（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等 |   | ◎ |  | ◎ |
| 外構工事    | 外構工事    | 工事一式（門・塀・緑化施設等）                                                                                  |   | ◎ |  | ◎ |

#### 4. 償却資産と混同しやすい区分

##### ※「車両及び運搬具」と軽自動車について

次のフローチャートを確認し、申告してください。（公道走行の保安基準とは別となるためご注意ください）



## 5. 申告が漏れやすい償却資産

### ■太陽光発電設備

太陽光発電設備は償却資産に該当し、所有者が法人、個人に関わらず申告が必要になる場合があります。

| 区 分                | 発電量が <u>1.0kW未満</u>                                                                                                    | 発電量が <u>1.0kW以上</u>                                |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 個人（ <u>住宅用</u> ）   | 申告不要                                                                                                                   | <b>【申告が必要です】※</b><br>余剰売電又は全量売電している場合は、申告の対象になります。 |
| 個人（事業用）<br>・<br>法人 | <b>【申告が必要です】</b><br>工場、店舗、アパート等に設置されている太陽光発電設備、野立ての太陽光発電設備等事業の用に供している資産については、個人・法人ともに <u>発電量</u> に関係なく償却資産の申告の対象となります。 |                                                    |

※屋根の上に、架台に乗せた太陽光パネルを設置している場合は、償却資産の申告の対象になります。

屋根材一体型（ソーラーパネル葺）の場合は、申告の対象になりません。（家屋になります）

#### 〔 償却資産の対象となる太陽光発電設備の例 〕

| 資産の種類  | 主 な も の                                                    |
|--------|------------------------------------------------------------|
| 構築物    | コンクリート舗装、フェンス 等                                            |
| 機械及び装置 | 太陽光発電設備一式（太陽光パネル、架台送電設備、電力量計、パワーコンディショナー、設備設置のためにかかった工事費 等 |



### ■アパート等賃貸物件に付随する償却資産

賃貸用のアパートや駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産について固定資産税がかかります。

#### 〔 主な償却資産の定例 〕

| 資産の種類     | 主 な も の                                                                                                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 構築物       | 外構工事（駐車場舗装、車止め、白線など）、門、塀、フェンス、看板、植栽工事、屋外電気設備（電力引込線、外灯など）、屋外給排水設備（雨水枡、側溝、屋外給配水管など）、物置（土地に固定していないもの）、自転車置場 等 |
| 機械及び装置    | 太陽光発電設備<br>（屋根瓦自体がソーラーパネルの場合を除く）                                                                           |
| 工具、器具及び備品 | ルームエアコン、集合郵便受け 等                                                                                           |



6. 税率及び税額

税率 100分の1.4  
税額 償却資産の課税標準額×税率

7. 免税点

課税標準となるべき額が150万円未満の場合は、免税点未満となり課税されません。

8. 償却資産の評価

前年中に取得された償却資産 評価額＝取得価額×（1－減価率/2）  
前年前に取得された償却資産 評価額＝前年度の評価額×（1－減価率）

※評価額の最低限度は取得価額の100分の5になります。  
※平成20年度の税制改正における耐用年数の省令により、「機械及び装置を中心とした耐用年数の見直し」が行われました。つきましては、平成21年度より改正後の耐用年数を用いて申告をお願いします。

耐用年数に応ずる減価率表

| 耐用年数 | 減価率   | 耐用年数 | 減価率   | 耐用年数 | 減価率   | 耐用年数 | 減価率   | 耐用年数 | 減価率   |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 2年   | 0.684 | 11年  | 0.189 | 20年  | 0.109 | 29年  | 0.076 | 38年  | 0.059 |
| 3年   | 0.536 | 12年  | 0.175 | 21年  | 0.104 | 30年  | 0.074 | 39年  | 0.057 |
| 4年   | 0.438 | 13年  | 0.162 | 22年  | 0.099 | 31年  | 0.072 | 40年  | 0.056 |
| 5年   | 0.369 | 14年  | 0.152 | 23年  | 0.095 | 32年  | 0.069 | 41年  | 0.055 |
| 6年   | 0.319 | 15年  | 0.142 | 24年  | 0.092 | 33年  | 0.067 | 42年  | 0.053 |
| 7年   | 0.280 | 16年  | 0.134 | 25年  | 0.088 | 34年  | 0.066 | 43年  | 0.052 |
| 8年   | 0.250 | 17年  | 0.127 | 26年  | 0.085 | 35年  | 0.064 | 44年  | 0.051 |
| 9年   | 0.226 | 18年  | 0.120 | 27年  | 0.082 | 36年  | 0.062 | 45年  | 0.050 |
| 10年  | 0.206 | 19年  | 0.114 | 28年  | 0.079 | 37年  | 0.060 | 46年  | 0.049 |

9. 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査を行っておりますので、その際はご協力をお願いいたします。また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。  
上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

10. 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分。なお、地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分。）遡及することとなります。なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますのでご留意ください。

## インターネット（eLTAX）から申告書の提出が来ます！！

地方税共同機構の運営する地方税ポータルシステム（eLTAX）で、簡単・便利に利用できる電子申告等を受け付けていますので、ぜひご利用ください。

※ 事前に電子証明等を取得された上で、eLTAX のホームページから利用の届出を行うと、電子申告を利用することができます。詳細なご利用方法や具体的な操作方法等については、eLTAX のホームページをご覧ください。か、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせください。

《 地方税ポータルシステム 》

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX ヘルプデスク 電話 0570-081459

（上記の電話番号でつながらない場合 03-6745-0720）